

受験番号

平成28年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（筆記試験）問題

# 専門科目

憲 法	1
行 政 法	2
民 法	3
民事訴訟法	4
国 際 法	5
租 税 法	6
経 済 法	7
国際政治学	8
開発協力論	9

# [ 憲 法 ]

以下の第1問と第2問を共に解答しなさい。

## [第1問]

- (1) 二重の基準について、意義、根拠及び判例に触れつつ論じなさい。
- (2) 「個人タクシーの運転手にとっての営業の自由は、自己の研究を發表しようとする大学教授の言論・出版の自由に何ら劣ることはない」という二重の基準論に対する批判について、(1)で述べたことを前提に論じなさい。

## [第2問]

「民主的に選出された議会が制定した法律を、民主的に選出されたわけではない裁判所が違憲・無効とするのは反多数決主義的であるため、裁判所の違憲審査権は消極的に行使されなければならない」という見解について、その当否を論じなさい。

## [ 行 政 法 ]

名取川砂利採取事件と奈良県ため池条例事件は、いずれも損失補償に関連して、法令違反行為をした被告人が処罰根拠法令（条例）の違憲無効を主張したという意味で、似たような事案である。しかし、最高裁は異なる理論構成で、いずれの事件でも被告人の主張を退けた。最高裁がそれぞれの事件で示した理論構成について、比較しながら説明しなさい。

＊名取川砂利採取事件（最大判昭和 43 年 11 月 27 日刑集 22 卷 12 号 1402 頁）

【事案】砂利採取業者 Y 1 は、昭和 32 年より、河川付近民有地を賃借したうえで資本を投じて砂利採取業を営んでいた。ところが昭和 34 年 12 月に、その土地が宮城県知事により河川附近地制限令に基づく河川附近地に指定された。河川附近地に指定されると、都道府県知事から許可を得ない限り、砂利採取業を続けることはできない（同令 4 条 2 号）。無許可での砂利採取には罰則が課せられている（同令 10 条）。しかし、Y 1 は、知事から砂利採取の許可を受けることができなかった。それでも、Y 1 は構わずに砂利の採取を続けたため、河川附近地制限令違反で起訴された。被告人となった Y 1 は、補償をせずに砂利採取の権利を制限することは、補償なしに財産権を制限することを禁じた憲法 29 条 3 項に違反するものであり、処罰の根拠法令が違憲無効である以上は、無罪であると主張した。

＊奈良県ため池条例事件（最大判昭和 38 年 6 月 26 日刑集 17 卷 5 号 521 頁）

【事案】昭和 29 年 9 月、奈良県は「ため池の保全に関する条例」（奈良県ため池条例）を制定し、「ため池の破損、決かい等に因る災害等を未然に防止する」（同条例 1 条）という目的から、ため池の堤とうに農作物を植えることを禁止した（同条例 4 条 2 号）。違反者に対しては、3 万円以下の罰金が規定された（同条例 9 条）。しかし、先祖代々ため池の堤とうで耕作してきた Y 2 は、これに従わず、ため池の堤とうで耕作を続けたために、条例違反で起訴された。Y 2 は、補償をせずにため池の周囲にある私有地での耕作を禁止することは、法律に拠らねば財産権を制限することはできないとした憲法 29 条 2 項と補償なしに財産権を制限することを禁じた憲法 29 条 3 項に違反するものであり、処罰の根拠条例が違憲無効である以上は、無罪であると主張した。

# [ 民 法 ]

下記の設問のうち一問を選択して答えなさい

## [第1問]

民法 545 条 1 項に定められている解除の効果としての原状回復義務の法的構成について、現在の判例・通説がとる見解がどのように呼ばれているか、およびその内容を明示したうえで、それに対して示されている問題点を指摘し、さらに反対説として示されている有力説のいずれかの立場を説明しなさい。なお、判例・通説の立場の説明、反対説の説明のいずれにおいても、民法 545 条 3 項の解釈に留意すること。

## [第2問]

自動車販売業を営むAは、知人であるBから、B所有の甲土地を1000万円で購入することを持ちかけられた。Aは、自動車の営業所兼保管場所を探していたこともあり、甲土地の購入を決め、2010年11月10日、Bとの間で甲土地の売買契約（代金1000万円）を締結し、その引き渡しを受けた。しかし、Aは、当時、十分な資金を有していなかったこともあり、所有権移転登記を未了のままであった。その後、Aの資金繰りは回復したが、甲土地の所有権移転登記が未了であることをAは忘れてしまい、そのまま放置されていた。Aは、甲土地での営業を、自らの自動車販売業の中核に据えた。

Cは、Aと商売上の付き合いがあり、甲土地を巡る取引の経緯をよく知っていた。2015年に入り、Cは、自らの会社の経営が行き詰まった際、甲土地の移転登記がまだ行われていないことを思い出し、甲土地をBから購入し、Aに高値で買い取らせることを思い立ち、Bのところへ赴いた。Aとの関係が悪化していたBは、Aからの申出を了承し、Cとの間で、甲土地の売買契約（代金250万円）を締結し、移転登記も行われた。

2015年8月1日、Cは、Aに対して、甲土地を3000万円で購入するように申し出たが、Aは、これを拒絶した。そこで、Cは、Aに対して、自らの所有権に基づいて、甲土地の明け渡しを請求した。

以上の事実のもと、CのAに対する請求が認められるかについて、判例の立場とその根拠を示したうえで論じなさい。

以上

# [ 民 事 訴 訟 法 ]

次の【事例】を読んで、後の設問すべてに答えなさい。

## 【事例】

A村落の住民は甲土地を長年、入会地としてきた。甲土地の登記名義は、住民の1人Bとなっていた。Bは甲土地を村落住民に相談なくY社に売却したところ、Y社は登記を得た後、甲土地を宅地として開発しはじめた。

そこで、A村落の住民はY社を相手取って、住民が甲土地の入会権を有することの確認を求める訴えを提起することになった。

(1) A村落の住民のうちBら25名は訴訟を提起することに同調しなかった。Bら以外の住民であるXら35名はこの場合、どのようにすれば適法な訴えを提起することができるか。なお、解答の際、判例の立場にも言及すること。(35点)

(2) (1)の場合において、結局Bらが訴訟行為をしないままXら35名の請求が認容されたとする。YのみがXらに対して控訴した場合、Bら25名は訴訟法上どのような地位につくか。なお、解答の際、判例の立場にも言及すること。(35点)

(3) (1)の場合において、Xら35名の請求が認容されこの判決が確定したとする。その後、YがA村落の住民全員を相手取って甲土地がYの所有に属することの確認を求める訴えを提起した場合、前訴判決の既判力はどのように作用するか説明しなさい。ただし、Yの訴えは固有必要的共同訴訟であることを前提とすること。(30点)

# [ 国 際 法 ]

[第1問] 国連憲章 51条において認められている自衛権の発動の要件について、個別的自衛権と集団的自衛権の相違に留意しながら、述べなさい。

[第2問] 下記の用語の意味について略述せよ。

- ① 国際関心事項
- ② 拒否権
- ③ ICSID

## [ 租 税 法 ]

下記の設問のうち一問を選択して解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に記載すること。なお、適用法令は平成 27 年 4 月 1 日現在の所得税法、消費税法等のいわゆる本法に限る。

### [第1問]

居住者Xは、新たに事業を開始するに際し、不足する資金を金融機関Aから10月間の融資で賄うために、Aとの間で利息付金銭消費貸借契約を締結しようとした。その際、Aは、Xのそれまでの経済的状況や事業見通しについて不安を感じたため、当該契約には応ずるものの、Xが所有する居住用不動産を当該契約に際する担保として供することを求めた。当初Xは、当該不動産が自己の居住の用に供する不動産で、かりに差し押さえられた場合には自身がその後居住することはまならないと考えて、そのような求めに応じなかったが、事業開始の時期も近づいてきたため、やむなくそのような求めに応ずることとした。それに対して、Aは、このようなXの行動に若干の不信を抱いたため、新たに、融資と担保権の設定は金銭消費貸借契約と抵当権の設定によるのではなく、当該不動産を一旦Aに売却し、10月後にまずXがAに対して再売買の代金（利息相当額を含む約定額）を全額支払った時点で再度AからXに売却することを約するいわゆる売渡抵当（再売買予約付売買契約）のかたちで行いたいと申し入れ、Xはそれに応じ平成28年1月10日に当該不動産をAに引き渡し、代金の支払いを受けた。本件再売買予約付売買契約上、Aが所有する期間内においても、引き続いて自己の居住の用に供することのみを目的にXが当該不動産を占有し続けてよい旨が合意された。Xは同年10月9日までに再売買代金支払い債務を全部履行し、予約は実行されAは不動産をXに引き渡した。

Xは、自己の所得税の確定申告に際して本件不動産の当初の売却をどのように扱えばよいか、理由を示して論じなさい。

### [第2問]

居住者Xは、A生命保険会社のいわゆる外交員として、保険契約者の勧誘、契約処理、契約更改などの事務を行っていた。AとXの間では、1月を単位として契約処理や更改の事務を行うことに対して支払われる固定給と、1月を単位として新規締結又は契約更改によって保険契約を獲得した顧客の数と当該保険契約の保険金額の総額の多寡に連動する歩合給の2種類がAからXに対して給付されることが約定されている。Xは、新規顧客や契約更改の勧誘に際しては、推薦する保険契約モデルの内容の作成や契約処理についてはAの支店の施設・設備を利用し、一方、顧客の勧誘に際しては、顧客の場所まで自己の負担で公共交通機関を利用して訪問し、Aが作成するAの社名入りのカレンダーやメモ帳、ボールペンなどを事前にAから購入して顧客に無償で配布していた。Xの勤務場所は、事務処理についてはAの支店を使用することをAから求められており、顧客についてはA支店の管轄に属する地域の顧客を自由に勧誘することができ、契約の勧誘や更改はもっぱら顧客の場所を訪問し、そのような勧誘を行い、新規契約又は更改に必要な契約書等への顧客の署名押印などを求めている。

XがAから受ける歩合給は所得税法上どのような所得分類に該当するか、理由を示して論じなさい。

# [ 経 済 法 ]

以下の2問について述べよ。

[第1問] 独占禁止法3条前段による規制について知るところを述べよ。要件についてはそれぞれ説明し、また行為が3条前段に該当するとされた場合の法的な効果にも言及すること。

[第2問] 独占禁止法における課徴金制度およびこれを減免する制度について、各制度の目的および概要を説明せよ。



# [ 国際政治学 ]

[第1問]

同盟の有効性と限界について述べなさい。

[第2問]

(1) 覇権安定論について説明しなさい。

(2) 冷戦後、覇権安定論の前提であったアメリカのパワーが衰退したかどうかについて議論が高まった。21世紀に入ってからのアメリカのパワーについて、「ハード・パワー」と「ソフト・パワー」という言葉を使って論じなさい。

## [ 開発協力論 ]

### [第1問]

一つの国を選び、その国で起こっている「開発」に関する問題を特定した上で、そのような問題を引き起こしている原因を分析せよ。

### [第2問]

日本による開発途上国への国際協力のあり方について、現状における課題や問題を指摘した上で、今後のあるべき方向性や具体的な改善策を提案せよ。